

東京生存権裁判の請求棄却判決を批判する声明

本日、東京地方裁判所民事第2部は、都内在住の70歳以上の生活保護受給者12名が、その居住する自治体を被告として、2006年に為された老齢加算の廃止を内容とする保護変更決定処分取消しを求めたいわゆる東京生存権裁判につき、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

老齢加算制度は、高齢者に特有の生活需要を満たすために、70歳以上の生活保護受給者について保護費を加算支給する制度であったが、2003年に小泉内閣下のいわゆる「骨太の方針」において見直しが決定され、2006年度から全廃された。この廃止により、高齢の生活保護受給者は、約20%もの生活扶助費を削減され、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を強いられている。老齢加算制度の廃止は、生存権を保障する憲法25条に反するものであり、同廃止に基づく保護変更決定処分は生活保護法56条が定める不利益変更禁止の原則に反するものである。

しかるに、本日の判決は、高齢者に健康で文化的な最低限度の生活を下回る悲惨な生活を強いた政府の政策を是認したものであり、政府の政策によって格差と貧困が広がる中、最後のセーフティーネットたるべき生活保護制度及び老齢加算制度が果たすべき機能の重要性を理解しないものであって、人権の救済機関たる司法の役割を放棄したものと云わざるを得ない。

自由法曹団は、本日の判決を強く批判すると共に、政府に対しては、実証的科学調査と根拠に基づき、生活保護制度の改善を図る措置を直ちにとることを求める。

2008年6月26日

自由法曹団 団長 松井繁明